

人事院総裁談話

平成25年8月8日

- 1 本日、人事院は、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与等について報告しました。

本年も昨年に引き続き、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（給与改定・臨時特例法）に基づき、給与減額支給措置が実施されているという異例の状況の下で、本院は、給与法に定められた給与月額を基礎とした減額前の較差を算出し、併せて職員が実際に受ける給与月額を基礎とした減額後の較差も算出しました。その上で、給与減額支給措置が東日本大震災という未曾有の国難に対処するためのものであり、2年間の臨時特例であることを踏まえ、勧告の前提となる官民比較については、給与法に定められた減額前の給与月額を基礎として行うことが適当と考えました。

月例給については、公務が民間を僅かに下回っていましたが、その較差は極めて小さいことから、改定を行わないこととしました。特別給については、民間と均衡していることから、月例給と同様、改定を行わないこととしました。その結果、本年は、給与水準の改定のための勧告は行わないこととしました。

- 2 本年の報告では、給与制度の総合的見直しを行うことを表明し、給与減額支給措置終了後に実施できるよう準備を進めることとしました。

国家公務員の給与については、これまでも平成18年度から給与構造改革において俸給制度、諸手当制度全般にわたる改革を行うなど、必要な取組を進めてきたところですが、その後の社会経済情勢の変化や公務における職員構成の高年齢化などの官民の状況を踏まえると、一層の取組を進めるべき諸課題が生じてきています。

本院としては、こうした課題に対応し、地域間や世代間において適正な給与配分を図るとともに、職務や勤務実績に応じたより適正な給与を実現するため、俸給表構造や諸手当の在り方を含め給与制度を総合的に見直し、早急に結論を得るべく、検討してまいります。

3 今般、本院は、国家公務員制度改革のこれまでの経緯を振り返り、国家公務員制度改革についての基本認識を示すとともに、今後の改革を進める上での留意点等を改めてお示ししました。国家公務員制度は、各分野の行政を安定的・継続的に支える基盤となる制度であり、改革に当たっては、国民的視点に立った幅広い議論を行い、広く関係者の合意を得て進める必要があると考えます。

4 公務においても女性職員の採用・登用の推進を一層図る必要がありますが、併せて両立支援のための勤務環境を整備する必要があり、その一環として、本日、一般職の職員の配偶者帯同休業に関する法律の制定について、国会と内閣に対し意見の申出を行いました。

5 人事院勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき国家公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。

本院としては、給与減額支給措置による減額前の給与水準について、本年は民間給与と均衡していることから給与水準改定のための勧告を行わないこととしましたが、労働基本権制約の代償機関としては、給与減額支給措置が終了する平成26年4月以降の給与については、民間準拠による給与水準が確保される必要があると考えます。

国会及び内閣におかれては、人事院勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、民間準拠による適正な給与を確保されるよう要請いたします。

国民各位におかれては、行政各部においてそれぞれの職務を通じ国民生活を支えている多くの公務員が在ることについて、深い御理解を賜りたいと存じます。